

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和元年10月18日

茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員と民間の給与を比較したところ、月例給については、民間の給与が職員の給与を393円（0.10%）上回ったことから、初任給及び若年層について、給料表の引上げ改定を行うこととしました。

また、特別給（ボーナス）についても、民間の支給月数が職員を上回ったことから引上げを行い、年間4.50月分としました。

このほか、本年の勧告では、住居手当の改定等を行うこととしました。

公務の運営関係については、人材の確保及び育成、勤務環境の整備、定年の引上げ、会計年度任用職員制度の導入、公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。